

令和7年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第17号	那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	議会事務局
発議第18号	小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議	議会事務局

発議 第17号

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

議会運営委員長 森本 彰伸

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合は100分の172.5を、12月に支給する場合は100分の177.5」に改める。

第2条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合は100分の172.5を、12月に支給する場合は100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議員条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の議員条例の規定による給与の内払とみなす。

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合は100分の172.5を、12月に支給する場合は100分の177.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合は100分の172.5</u>を、<u>12月に支給する場合は100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

発議 第18号

小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により、上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

福祉教育常任委員長 佐藤 一則

## 小学校段階の公式試合等に対する体育施設使用料免除等の実現を求める決議

本市の体育施設は、子どもたちがスポーツを通じて心身を鍛え、健全な社会性を育む上で不可欠な教育的資源である。また、小学校のスポーツ少年団等による活動は、部活動の地域移行により長年にわたり学校教育を補完する重要な役割を担っている。

この度の本市の体育施設使用料の見直しが、受益者負担の原則に基づいていることは承知している。しかしながら、子どもたちのスポーツ大会での利用に関する減免制度には以下のとおり課題があるものと認識している。

- **教育行政の公平性と整合性について** 活動の目的(子どもの健全育成)が同一であるにもかかわらず、中学校の部活動や学校体育連盟等の公式試合が引き続き免除の対象である一方で、部活動の地域移行が施策として図られている小学校のスポーツ少年団等の大会が有料なのは、利用者間の公平性を欠く措置であり、整合性に課題があるものと考える。
- **教育的価値の重さ** 結果として使用料負担が生じる対応は、子どものスポーツ活動による施設利用を単なる利用者サービスとして捉えることにもつながりかねず、本市教育行政の目的の一つである「子どもの健全育成」という公共的・教育的価値に反する恐れがある。
- **公式試合の教育的意義** 公式試合や競技会は、子どもたちが目標を持つことやスポーツマンシップを学ぶことが出来る重要な教育機会である。受益者負担の原則を全活動に一律に適用するのではなく、このような教育的公共性の高い活動については、市全体で支えるべきという観点から、行政の支援として施設使用料を免除すべきと考える。

以上のことから、那須塩原市議会は、本市の未来を担う子どもの健やかな成長につながる活動について最大限支援するため、以下の事項を決議する。

1. 小学校段階のスポーツ少年団等による公式試合、競技会等の「教育的公共性の高い利用」については、体育施設使用料の全額免除を速やかに実現すること。
2. 現行の減免制度は、参加チーム数の縛りなど適用条件が過度に複雑であり、公平性を欠いている。事務負担の軽減と「子ども第一」の観点から、簡素かつ包括的な制度へと再検討することが望まれる。スポーツ少年団等の代表との話し合いで、練習試合への参加者的一部が市外の子どもであった場合、市外料金を適用するなど煩雑である等の意見があったため、そのチーム数や割合にかかわらず、本市の子どもたちの教育活動として位置づけ、一律に減免措置の対象とすること。
3. 今後、学校施設開放に関する検討の際には、子どもの健全育成活動の機会確保と地域スポーツ振興という理念を常に最優先として考えること。

以上、決議する。

令和7年12月19日

那須塩原市議会